

住居確保給付金のご案内

一定の要件を満たす方に対する 住まいの確保を目的とした給付金です。

就職活動を支えるための **家賃の補助**

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の 支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※ を行うことなどを要件として、家賃額を補助し ます。

※自営業の方は経営の改善に向けた 活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための **転居費用の補助**

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、 転居によって家計が改善すると認められること などを要件として、転居費用を補助します。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、以下の①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから/事業を廃止して から2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で 休業などになって、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- ○収入と資産が以下の①と②に当てはまること。
- ①収入が基準額 (※1) 十家賃額 (※2) より少ない
 - ※1 富士市の場合: 単身世帯8.1万円、
 - 2人世帯12.3万円、3人世帯15.7万円...
 - ※2 限度額あり(単身世帯3.7万円、
 - 2人世帯4.4万円、3人世帯4.8万円)

②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、基準額の6倍(その額が100万円を超える場合は100万円)以下(※)

※富士市の場合:単身世帯48.6万円、 2人世帯73.8万円、3人世帯94.2万円

○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を 行うこと。

(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)

支給額•支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。 支給期間は原則3か月です(最長9か月)。 原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接 振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

対象者の例

- ○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
- ○病気で離職し働いて収入が増やせない方
- ※転居先の家賃が今より多少高くなっても、転居することで家計全体が改善することが認められれば対象になる場合があります(転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- 〇収入と資産の要件は左記の家賃の補助と 同様。
- ○家計改善の支援において転居によって家計が 改善することが認められること。

支給額•支給対象

転居に要する費用を支給します。ただし上限 や補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費 もあります。



お問い合わせ先

富士市ユニバーサル就労支援センター(富士市本市場432-1富士市フィランセ東館1階)

TEL: 0545-64-6969